

猟銃・空気銃を所持している方・所持しようとする方へ

令和2年5月

埼玉県警察本部

生活安全部保安課

銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について

1 更新申請

申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、診断書、身分証明書、講習修了証明書、技能講習修了証明書等を提出又は提示することができない場合であっても、それ以外の申請書類を提出し、後日、これらの書類を提出又は提示することを可能とします。

郵送等による手続

郵送又は代理人により、申請書類を提出することも可能です。この場合、後日、更新する猟銃等を提示していただきます。また、認知機能検査を受けなければならない方は、後日、検査を受けていただきます。

郵送による手続を行う場合、郵送及び返送に必要な費用は、ご本人負担となりますので、必ず返信用レターパック（レターパックライトでも構いません。）を同封してください。

なお、代理人により手続を行う場合は、委任状が必要となります。

所持及び更新可能期間の指定

申請書類を提出した後、許可の有効期間が満了するまでに、全ての更新手続が完了できない場合において、不更新にするべき事情がないときには、許可の有効期間が満了する日から起算して3か月を経過する日まで、猟銃等を所持することができる暫定的な措置を行います。

これによっても対応が困難な場合は、警察署にお問合せください。

2 その他

警察署への来署を希望される場合には、あらかじめ日時を調整していただき、当日、体調が優れない場合には、遠慮なく再調整してください。また、警察署へ来署する場合には、マスクを着用していただくようご協力をお願いいたします。

ご不明な点については、警察署にお問合せください。